

事務連絡

平成22年6月10日

各〔都道府県
政令市
特別区〕衛生主管部（局）
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

院内感染対策のための中小規模の医療施設向けのサーベイランス手順書案および中小病院における効果的感染制御策（映像資料）のホームページ掲載について

院内感染対策については、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の10及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第2項第1号の規定等に基づく院内感染防止体制の徹底について、管下の医療施設に対する周知及び指導をお願いしているところです。医療資源の限られた中小規模の医療施設でも、その規模や施設機能の特性に応じた院内感染の発生状況を定常的に把握し、適切に院内感染対策を行う体制の確保が望まれます。

今般、こうした取り組みに資するものとして、別添の通り、平成21年度厚生労働科学研究補助金（新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業）「医療機関における感染症伝播に関する研究」（主任研究者：切替照雄 国立国際医療センター 感染制御研究部長）の成果として、「中小規模施設向けサーベイランス手順書案」がとりまとめられ、また厚生労働科学研究補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における安全性（感染制御策）の質向上をはかるための総合的研究」（主任研究者：小林寛伊 東京医療保健大学学長）において「中小病院における効果的感染制御策－ラウンドに行って現場を知ろう－」（映像資料）がとりまとめられたのでお知らせします。

貴課におかれましては、管下の中小規模医療施設に対し、別添資料を周知するとともに、当該資料の他、関係法令、通知等を参考に院内感染防止体制の徹底について指導いただきますようよろしくお願いいたします。

当該資料については、当面院内感染対策サーベイランス事業ホームページ（<http://www.nih-janis.jp/>）において最新版が入手可能であり、記載されている内容は適時見直しされる予定です。映像資料については、厚生労働省動画チャンネル「YouTube」<http://www.youtube.com/MHLWchannel>で閲覧可能です。



(留意事項) 本事務連絡の内容について、貴管下の中小医療施設の管理者、医療安全管理者、院内感染対策担当者等に対し、周知されるようお願いいたします。

【担当】

厚生労働省医政局指導課 馬場

電話：03-3595-2194

FAX：03-3503-8562